## 具体的施策

こンネヘンエ	・ノトリカリカリ	ス児V/以下	当に川り//これ	具体的施策	実施時期
受入環境	空港の利用環境	成田空港	航空機の重量制限の	)撤廃(5.7t以下の航空機に対して発着制限→撤廃)	H22.7
			ビジネスジェット用駐	H23.10	
			駐機可能日数の延長(7日間→30日間)		H24.3
			ビジネスジェット専用ターミナルの供用開始		H24.3
			スポット・スロット申請のWeb化		H24.4
			大型ビジネスジェット駐機可能スポットの増設(1スポット→3スポット)		H26.6
			ビジネスジェット専用ターミナルと専用スポット間の新たなアクセス道路の供用開始		H26.9(予定)
			ビジネスジェットが利用可能な駐機スポットの増設等		H26.9(予定)
		羽田空港	昼間時間帯における国際ビジネスジェットの発着の可能化		H22.10
			昼間時間帯における発着回数制限の緩和(4回/日→8回/日)		H22.10
			国際ビジネスジェットの発着枠申請期限の短縮(7日前まで→当日申請可能)		H22.10
			駐機可能日数の延長(5日間→10日間)		H24.9
			ビジネスジェット専用動線の供用開始		H26.9(予定)
			国際線旅客ターミナル前におけるビジネスジェット優先スポットの運用開始		H26.9(予定)
			大型ビジネスジェット駐機可能スポットの増設(3スポット→9スポット)		H27.3(予定)
		その他の 空港	中部国際空港	ビジネスジェット専用施設、VIPラウンジの供用開始	H20.12
				ビジネスジェット格納庫、メンテナンスサポート体制の供用開始	H20.12
			県営名古屋空港	ビジネスジェット専用施設の供用開始	H17.2
			神戸空港	ビジネスジェット専用動線の供用開始	H18.9
				ビジネスジェット格納庫、専用エプロンの供用開始	H21.9
	基準•規制等		外国籍ビジネスチャーター機の乗入れに関する手続期間の短縮		H17.2
			外国籍のビジネスジェットの指定外空港への乗入れに関する手続期間の短縮		H17.2
			国際ビジネスチャータ	H25.10	
			自家用ビジネスジェットの乗入れに関する手続期間の短縮		H26.2
			小型ジェット機によるチャーター事業を対象とした包括的な基準の策定		H25.12
情報発信			国交省HP上に、ビジネスジェットに関する基準・手続等に関するHPを作成		H25.4
			国際会議、国際的なイベント等において、上記の取り組みについて情報発信		随時実施